

最高裁秘書第200号

平成30年1月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成29年12月22日付け（同月25日受付，最高裁秘書第5154号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年12月19日付け「新最高裁判所長官及び新最高裁判所判事の就任に伴う記者会見における写真取材について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

平成29年12月19日

各位

最高裁判所事務総局広報課

新最高裁判所長官及び新最高裁判所判事の就任に伴う記者
会見における写真取材について
標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日時

平成30年1月9日（火）午後3時30分

大谷新最高裁判所長官，宮崎新最高裁判所判事，深山新最高裁判所判事の順で続けて実施します。

2 場所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

- (1) カメラは1社につき1台です。
- (2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラともに、着席後1分間、談話発表の間（新長官の場合のみ）及び記者会見の第1問の部分に限り行うことができます。
- (3) 録音は、談話発表の間（新長官の場合のみ）及び記者会見の第1問の部分に限り行うことができます。
- (4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです（ペン記者が着席位置から撮影することはできません。）。
- (5) 大応接室以外での撮影は、一切できません。
- (6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。
- (7) 取材中及び取材後に退室する際は、静粛かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。
- (8) 取材に当たっては広報課員の指示に従ってください。
- (9) 当日は、大谷新最高裁判所長官，宮崎新最高裁判所判事，深山新最高裁判所判事の順で記者会見が行われる予定ですので、新長官の記者会見における撮影が終了した後及び宮崎新最高裁判所判事の記者会見における撮影が終了した後は、いずれも、取材カメラマンは、いったん、カメラ、マイク等を会見場に残したまま記者会見場から退出し、広報課員の指示に従って待機してください。

4 集合時刻等

- (1) 取材カメラマンは、午後3時00分までに記者会室（1階）にお集まりください。広報課員が記者会見場に案内します。
- (2) ビデオカメラは、午後3時25分までにセットアップしてください。
- (3) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。

5 その他

車両は必ず社旗を付け、当庁東門から出入りし、駐車は北玄関広場を使用してください。

4F

大応接室

